

【大阪市】未就学児を養育する世帯への特別給付金のお知らせ

概要

「未就学児（平成26年4月2日～令和2年9月1日生まれ）を養育する世帯への特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に向けた新たな支援として、児童手当（公務員は対象外）を受給する世帯のうち学校給食費の無償化の対象にならない未就学児（平成26年4月2日～令和2年9月1日生まれ）のいる世帯に対し、本市独自の支援として特別給付金（一時金）を支給します。

対象者

基準日：令和2年9月1日時点で大阪市の児童手当の受給者のうち、未就学児（平成26年4月2日～令和2年9月1日生まれ）を養育する世帯

支給金額・予定時期

対象児童1人につき、5万円

支給予定時期：令和2年11月下旬（予定）

受給方法

原則、申請は不要です。

自動的に児童手当を受給している口座に振込みします。

受給を拒否する場合

未就学児を養育する世帯への特別給付金を受給拒否する場合のみ、受給拒否届出書を提出してください。受給拒否の届出書を同封しておりませんので、下記ホームページから様式をダウンロードし印刷してください。必要事項をご記入のうえ下記お問い合わせ先へご提出ください。

ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000512809.html>

※受給を拒否する場合は11月2日必着でご提出ください。

特別給付金に関するお問い合わせ先

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

こども青少年局 子育て支援部 管理課 特別給付金担当

TEL 06-6208-8347

「未就学児を養育する世帯への特別給付金」に関する

“振り込め詐欺” や “個人情報” の詐取 にご注意ください。

ご自宅や職場などに大阪市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに最寄りの警察にご連絡ください。